

平成 8 年 4 月 1 5 日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel0428-23-6859)

江戸時代の村の財政＝村入用

江戸時代の村の成立は、支配者つまり領主が封建体制維持のため中世以来の村落形成社会をもとに村切りし、その区域を検地して支配の経済的基盤に必要な年貢を収穫したのに始まるといわれます。その村は支配者によって半ば強制的に作らされたとはいえない村落として維持・機能するには費用がかかったわけで、その費用を一般的に「村入用」と言い、それを記した帳簿を村入用帳、若しくは村入用夫銭帳などといいます。その村入用は村の成立した始めのころは費用項目・額とも少なかったと思量されますが、時代の経過とともに村が組織化かつ多面的に運営する必要性が出てくると、必然的に村入用も多様・多額化の傾向を生み、とりわけ幕末期になるとそれが顕著になっています。現に市内旧下師岡村の村入用帳を見てもその傾向が窺い知れます。村入用を農民の負担という面から見ると、村成立の初期はさほど嵩さまず村の一部有力農民によって負担されていたろうと言われます。しかし、時代の経過と共にそれが増加と相まって一般農民も負担するようになりました。村入用は現在の地方自治体のように年間予算を予め立て、その計画にそって費用を支払うのではなく、かかった費用は名主等が立て替えて記録しておき、年末に集計して総額を村民が共同負担しました。その負担の仕方は、各村民の田畑屋敷地の持高で按分するのが一般的ですが、費用によっては人数割・家割といった方式なども採られていました。では、村入用としてどんな費用があったかを見ますと、支配役所へ年貢や宗門人別帳等の帳簿を提出するための出張旅費、村内の道・川・橋等の普請費、村で公用に使う筆・墨・紙等の購入費、廻村してくるごぜ・座頭・浪人等の施し金や宿泊賭費、有名寺社への寄付、村々を巡検する支配所役人の接待経費、村役人等の給与、などです。こういった費用の中でも時代が下がるにつれ支配関係費用や廻村してくる人々への賭費等が増えていったようです。村入用は旧下師岡村でもそうであったように時代が下がると各費用がほぼ一定額になってきた傾向が見られ、恐らく予算的な考えが取り入れられて各費用に一定上限額を設けて支出をするように変わったと思われます。村入用が多くなるとそこには不正・不当な支出が発生し、それを糾弾するため村方騒動に発展した村もあったそうです。そこでその対策として幕府直轄領などの村では予め代官所から綴目に印を貰っておいた2冊の白紙の帳簿に毎年1年分の費用を項目ごとに分類記帳し、惣百姓立会いで明細確認をしたことを後書きし、さらに

村役人・惣百姓が連印のうえ提出すると、代官所は検閲した証としての「前書の通り相違これ無きもの也」などと記し「代官」印が押されて村に1冊返付されました。村入用帳の提出期限は、当初は11月乃至12月でしたが、後世（下師岡村では文化8年（1811）分）には3月に変更されています。いずれにしても、江戸時代の村を知る上で、農民の負担が苛酷と言われた年貢だけでなく、村入用もかなりの負担であったことを合わせて認識しておきたいものです。

（文責 大澤）

- ・ 5月11日、12日に釜の淵公園にて釜の淵新緑祭が開催されます。

指導員の櫻岡幸治先生ほかの案内による「バードウォッチング」などたくさんの催しを予定しています。詳細は、5月1日の市広報を御覧ください。